

中央区地域包括ケアシステム庁内推進会議設置要綱

制定 令和7年4月1日区長決裁

(設置)

第1条 中央区地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活圏域レベルで抽出された地域課題について、それぞれの地域課題の解決に向けた資源開発や地域づくり、地域からの相談等に対し一体的に対応するため、「中央区地域包括ケアシステム庁内推進会議」（以下、「庁内推進会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中央区地域包括ケアシステム推進の基本方針の策定
- (2) 中央区地域包括ケアシステム構築のための地域課題の現状分析・課題整理
- (3) 中央区地域包括ケアシステム構築のための地域活動の推進
- (4) 中央区地域包括ケアシステム事業計画策定及び事業進捗管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中央区地域包括ケアシステムの構築に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表に定めるとおりとする。

- 2 議長は、区長とし、副議長は保健福祉部長とする。
- 3 議長に事故があるときは、副議長にその職務を代理する。
- 4 委員に事故があるときは、その所属の副課長等がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 庁内推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は必要があると認めるときは、委員以外の者に庁内推進会議への出席を求めることができる。

(ワーキング会議)

第5条 庁内推進会議の協議事項等に係る調査、研究を行うとともに、地域のニーズや課題等を整理し、中央区地域包括ケアシステム推進に向けた方策の企画立案を行うためのワーキング会議を設置することができる。

(庶務)

第6条 庁内推進会議及びワーキング会議の庶務等は、中央区役所保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	所 属	役 職
1	中央区役所	区長
2	中央区役所区民部	部長
3	中央区役所保健福祉部	部長
4	中央区役所区民部総務企画課	課長
5	中央区役所区民部中央区まちづくりセンター	所長
6	中央区役所区民部中央区まちづくりセンター五福交流室	室長
7	中央区役所区民部中央区まちづくりセンター大江交流室	室長
8	中央区役所保健福祉部保護第一課	課長
9	中央区役所保健福祉部保護第二課	課長
10	中央区役所保健福祉部保健こども課	課長
11	中央区役所保健福祉部福祉課	課長